



令和2年 第2回臨時会

会 議 録

(令和2年5月15日)

枕 崎 市 議 会

令和 2 年
枕崎市議会第 2 回臨時会会期及び会期日程

1 会 期 1 日間（5 月 1 5 日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分	時 間	内 容
5 月 1 5 日（金）	本会議	前 9 : 30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 議案上程（日程第3号、第4号） 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 議案上程（日程第5号、第6号） 9 提案理由の説明 10 質疑、討論、表決 11 議案上程（日程第7号、第8号） 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 閉 会

本 会 議 第 1 日

(令和2年5月15日)

令和2年枕崎市議会第2回臨時会

議事日程（第1号）

令和2年5月15日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	27	令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）	
4	32	専決処分の承認を求めることについて	
5	29	枕崎市国民健康保険条例及び枕崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
6	28	令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
7	30	専決処分の承認を求めることについて	
8	31	専決処分の承認を求めることについて	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 永 野 慶一郎 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 吉 嶺 周 作 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 豊 留 榮 子 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長
田 代 勝 義 書記

松 田 章 子 書記
溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	川 崎 満 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	原 田 博 明 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
永 江 隆 水道課参事	高 山 京 彦 市立病院事務長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長	小 峯 恵美子 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	堂 原 耕 一 企画調整課参事
小 湊 哲 郎 農政課参事兼耕地林務係長	新屋敷 増 水産商工課参事
日 渡 輝 明 市民生活課参事	平 塚 孝 三 選管事務局長
山 口 美津哉 会計管理者兼会計課長	田 中 幸 喜 総務課参事
丸 山 屋 敏 教育長	宮 原 司 教委総務課長
満 枝 賢 治 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
中 嶋 章 浩 文化課長	豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
松 田 勇 一 保健体育課参事兼国体推進係長	中 原 浩 二 消防長
松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長	俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長
川 野 優 治 健康課主幹兼保険医療係長	木 浦 勝 美 企画調整課主幹兼情報政策係長
福 永 賢 一 福祉課主幹兼社会係長	鮫 島 眞 一 税務課主幹兼課税係長
長 野 なおみ 税務課固定資産税係長	中 村 浩一朗 総務課秘書広報係長
桑 原 英 樹 水産商工課商工振興係長	山 口 太 総務課主幹兼行政係長

午前9時30分 開会

○中原重信議長 令和2年第2回臨時会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員として、7番吉松幸夫議員、8番吉嶺周作議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第3号及び第4号を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由を申し上げる前に、昨日5月14日、国は首都圏の1都3県、近畿圏の2府1県、北海道を除く39県の緊急事態宣言の解除をいたしました。

不自由を強いられた中、感染防止に多くの御協力をいただき、市民の皆様方には心から感謝申し上げます。

今後とも気を緩めることなく、引き続き感染防止対策に取り組んでまいります。

それでは提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算2件、条例1件及び専決処分の承認を求めることについて3件の計6件であります。

このうち、ただいま上程されました議案2件について説明を申し上げます。

まず、議案第27号令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,614万5,000円を追加し、予算総額を166億5,364万5,000円にしようとするものです。

補正予算の主なものとしましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に盛り込まれた各種施策のうち、感染拡大防止策や雇用の維持と事業の継続に対応する事業をお願いしております。

具体的には、放課後児童クラブ等の感染拡大防止に要する経費や子育て世帯への臨時特別給付金給付事業などの国庫補助金を活用して行う事業のほか、雇用の維持と事業の継続に対応する本市独自の施策として、雇用調整助成金申請費支援事業、雇用維持等支援事業補助、中小企業等事業継続支援事業、タクシー利用フードデリバリー支援事業などをお願いしております。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次の議案第32号専決処分の承認を求めることにつきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により特別定額給付金給付事業を実施することに伴い、令和2年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

なお、現在の事業の実施状況について申し上げますと、給付金の申請は、新型コロナウイルス

感染症の拡大防止の観点から、郵送による申請またはマイナンバーカードを活用して行うオンライン申請を基本としておりますが、郵送による申請については来週5月18日に申請書の発送を開始し、給付については申請書の受付後、申請内容の確認ができた分から随時、給付を開始していくこととしております。

一方、オンライン申請については、5月8日から既に受付を開始しており、5月13日までの申請件数は138件で315人分の申請がなされておりますが、給付については本日5月15日から開始いたします。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○中原重信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○5番禰占通男議員 質疑に入る前に、質問も可能なんですかね。これには質疑ちなってるけど。

○中原重信議長 質疑をしてください。

○5番禰占通男議員 質問は駄目だっこと。

○中原重信議長 質疑ですので、質疑をしてくださいということです。

○5番禰占通男議員 市長からも緊急を要するちことだったんだけど、地方自治法第101条によると、議案の配付も1週間前と決まってるけど、今回はそれを例外となってるし、質疑では十分な、何というか、審査はできないんじゃないの。

○中原重信議長 暫時休憩します。

午前9時36分 休憩

午前9時37分 再開

○中原重信議長 再開いたします。

質疑をしてください。ほかにありませんか。

○2番眞茅弘美議員 説明資料の5番、6番、7番の支援事業なんですけども、こちらの事業所が50事業者とございますけども、枕崎市は現在商工会議所の会員数も638事業所と聞いております。この50事業者っていうのは、どういうことを基にこういう数字が出てるんでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 お尋ねの件数の50件の根拠ですが、雇用調整の事業につきましては、4月末時点で市内に社会保険労務士がいらっしゃるんですが、そこに10件程度相談が寄せられたということで話は聞いております。また、5月に入りましてからも十数件そういった問合せがございまして、30件程度そういった雇用の維持についての相談が寄せられているということで、50件程度で枠予算として件数を上げたところです。

また、家賃も同じく50件程度でしておりますが、事業者の家賃支払い状況の把握は非常に難しいところですが、現在、経営的な部分で資金繰りの相談というのが市のほうに50件程度、それと会議所のほうに二十数件、合わせて80件程度融資相談も含めて来ております。

そうした中で、業種もサービス業から飲食店、そして製造業の方もいらっしゃるんですが、一定数を把握した中で約50件ということで枠予算として計上したものです。

それと、タクシーのデリバリーの補助事業につきましても同じく50件程度となったんですが、

これにつきましては、タクシー事業者、本市に2者ございますが、そちらのほうと、また料飲業組合、料飲業組合の……すみません、タクシーは違ったですね。もうタクシーのほうも申し上げます。タクシーにつきましても50件ということで上げてありますが、これにつきましては1日50件程度を想定して、期間を80日間としましたので、およそ80日間ということでこのような予算計上をお願いしたところです。

○2番眞茅弘美議員 そうしますと、今相談に来ている件数を見込んでってということだったんですけども、飲食店だけでも50件ぐらいあると思いますけど、この50件で締め切るってということでしょうか。もう早い者勝ちのような形なんでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 50件限定ってということではございませんで、また増えましたら再度補正なりの対応をして、要件に該当する事業者の皆さんにつきましては補助をしてまいりたいと考えております。

○4番沖園強議員 他市と比較するのはいかがなもんかと思うんですけど、他市の場合、商工会議所会員とか、そういった条件を緩和したところもございますよね、農林水産事業者とか。そういった部分は、商工会議所新規加入も認める団体もあるんですけど、それはどう考えているんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 他の自治体におきましては、新聞報道等でも、また関係市の担当課に聞く中でも、商工会議所会員または商工会の会員に限るということで要件を限定したところもあるようですが、本市におきましては、市内の事業所数が5年前の平成26年の経済センサスで1,286件と出ております。

そうした中で、会議所の会員数といいますのが640件程度ございましたので、そうしますと、会員率も五十数%ということでお聞きをしておりましたので、やはり行政としての補助支出ということで、公平性等を考慮して商工会議所の会員に限定して補助をするということではなくて、要件の満たされた事業所につきましては全てを対象ということで考えているところです。会議所とも協議をして、このような補助制度の仕組みをつくったところです。

○4番沖園強議員 若干、答弁漏れっていうか、その新規加入を希望される会員はどうなんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 今現在、会員でなくとも、また新規会員として加入された方も、この家賃の補助というのは受けられるということで考えております。

○9番立石幸徳議員 私は対策本部の件で、まず一番中枢になる組織ですので、市長が当初説明されたようにですね、昨日、緊急事態宣言、鹿児島県を含む39県が解除と。今後どういうふうになるかは別にしましてですね。

対策本部自体は、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の第34条に基づいてですね、緊急事態宣言が発出、発令された地域については、対策本部を設置することが義務づけられるわけですね。

昨日、解除をされましたが、本市の対策本部は、今後、位置づけといたしまししょうか、これはどういうふうになっていくのか、その辺をまず最初にお尋ねをいたします。

○田中義文健康課長 今後の対策本部の位置づけにつきましては、措置法に基づかない任意の設置ということになるかと考えております。

○9番立石幸徳議員 今後とも、当然、対策本部を任意であろうとも設置をされてですね、どのような事態が発生するか予断を許さない状況がありますので、対策本部を中心にやっていくということを確認をさせていただきました。

そこで、この補正第2号の内容についてですね、幾つかお尋ねをしますが、まず歳入、通常予算審査は歳出のほうから入るんですけども、市長が申されたように国庫補助金を利用するというのがですね、今度の6,600万のうち3,100万ほどは国庫補助金ですね。

残り3,500万ぐらいが一般財源という形で計上されているんですが、これは当然、4月30日に成立しました国の1次補正予算あるいは既に2次補正もいろいろ論議なり、いろいろと報道されておりますので、補正2号で一般財源として計上されている部分については、今後は本市の一般財源から国庫支出金なりへ財源は振り替えると、こういう見通しを持ってよろしいんですかね。

○佐藤祐司財政課長 今、一般財源相当額は、財政調整基金からの繰入れ3,000万と繰越金470万2,000円で対応いたしております。

国のこの緊急経済対策の中では、感染症対応地方創生臨時交付金という制度が地方全体で1兆円予定されております。その申請等につきましては、今月中に実施計画を策定して国に上げる。そして、来月決定がなされるというような段取りを踏むと聞いております。

現段階では、まだ実施計画等にも織り込んでおりませんので、今回、財政調整基金からの繰入れということで3,000万円対応いたしておりますが、今議員が言われるように、この交付金の対象となるものがありましたら、当然そちらのほうに今後振り替えるという措置も取るというふうを考えております。

○9番立石幸徳議員 財政課長が言われたようにですね、国の1次補正の中で、全国規模では約1兆円という地方創生関係の臨時特例交付金、これが成立しているわけですね。

ただ、報道によりますと、全国一律に交付するんじゃなくて、感染の度合、程度に応じて、傾斜配分といいまじょうか、感染がきつところほど手当てが厚いというような形になって、報道では鹿児島県は66億円、市町村も66億円ということになるんでしょうが、財政課長が言われたように、5月29日までにその実施計画を国県に上げるということで、その実施計画の中では後もって私も具体的には聞きますが、今現在、本市の実施計画づくりについては、担当課のほうではどういった取組をされているのか、お尋ねいたします。

○堂原耕一企画調整課参事 今、お尋ねの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、議員のほうからもありましたとおり、国への提出期限というのが、第1次の地方単独事業分の締切りと申しますのが5月29日までということで示されているところでございます。

また、県が取りまとめて提出ということになっておりますので、鹿児島県内の各市町村の鹿児島県への提出期限というのも5月25日という日付で示されているところでございます。

これを受けまして、庁内では課長会など機会を捉まえまして、市長のほうからも、今回の地方創生臨時交付金の趣旨なども鑑みた上で、各課で今何がこの枕崎市に必要な事業なのかというのを考慮して事業の構築を図るような指示もした上で、現在、各課が事業の構築の作業を進めているところでございます。

それを取りまとめた形で、県のほうには、今後申請していく形になるかと考えているところでございます。

○9番立石幸徳議員 実施計画の内容についてはですね、私どもにも市民からの要望、御意見も多数寄せられておりますので、またこれについては後もってですね、執行部の皆さんにもお伝えをさせていただきます。

今回出されている補正内容の項目についてですね、少し検証をさせていただきたいんですが、まずこの児童手当の関係では、対象者が2,540人ですか、児童手当を国の1万円ずつを支給するというところでございます。

ただ、県内各市、県外でもそうでしょうけれども、その国の1万円にまた上乗せをする自治体も出ているようです。その辺も今後の実施計画との関連もあるんでしょうけれども、この児童数2,540人は世帯数でいくと何世帯になるのかですね。

それから、その地域経済の関係で、先ほど雇用調整助成金あるいは中小企業等の事業継続とい

う形での質疑もなされておりますけれども、資料に出されています雇用調整助成金の本市上乗せ分ですね、既に資料が出ているんですけれども、この本市上乗せ分は具体例を説明していただいでですね、幾らぐらいの上乗せになっていくのか、これは資料に基づいて若干説明をしていただきたいと思います。

○山口英雄福祉課長 まず、1点目のお尋ねであります子育て世帯への臨時特別給付金事業について御説明申し上げます。

本日お手元に資料がありますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思いますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するという取組の一つとして、児童手当の本則給付、満額給付を受給する世帯に対しまして、臨時特別給付金として1回限り交付するものでございます。

これで、基準日が令和2年3月31日となっております、支給対象者は令和2年4月分の、一部3月分を含みますけど、児童手当の受給者というふうになっておりまして、先ほど言われたとおり、対象者としては2,540人分を見込んでいるところでございます。

なお、先ほど児童手当と申されましたけれども、この臨時特別給付金の支給対象者2,540人を世帯ですれば何世帯ぐらいかということがございますけれども、この2,540人分には本市が児童手当を支給する部分と、それから本市が通常児童手当を支給しない公務員世帯に属する子供の分も入っております。

ですので、正確には申し上げられませんが、大体市のほうで直接児童手当を払っている世帯につきましては、大体1,080世帯ぐらいでございますので、今回、公務員の受給者につきましては四百数十名程度を予想しておりますので、世帯数にすると公務員世帯は二百数十世帯になるのかなというふうには予想しているところでございます。

全国各市で、この臨時特別給付金に独自で上乗せをしているということがございましたけれども、本市におきましては、その上乗せっていうのは特には現在考えてないところでございます。

○鮫島寿文水産商工課長 雇用調整助成金の具体的な助成額の例を申し上げます。

資料の対象経費の解雇を行わない場合、10分の9の場合というところの部分を少し説明したいと思います。

1人も解雇せずに、仮に雇用者10人のうち半分の5人が休業した場合、5人に対しまして、今8,330円ということですが、8,000円支給し、そして最大100日間ということ想定しますと、5掛ける8,000円掛ける100日間で400万円となりますが、国の制度におきましては、最大10分の9が国の助成金が支給されますので、360万円が国のほうから助成金として支払われます。残りの10分の1は400万の10分の1、すなわち40万円は事業主の負担となるケースです。この場合には、全て事業主負担分の40万円を負担するという支援の仕組みになっております。

また、やむを得ず解雇をしてしまった場合ですね、1人でも。そうした場合には、対象経費の(2)の上の部分、5分の4、すなわち10分の8となりますので、10分の8で残りの10分の2が事業主負担となります。

先ほどの例を申し上げますと、400万の場合、80万が事業主の負担となりますが、そのうちの40万を市が補助すると、事業主負担は40万やはり出てくると。解雇をしなかった場合には、誰1人解雇することなく維持した場合には、全てを国と市で賄えるのではないかと考えているところなんです。

そして、1人でもやむを得ず解雇された場合には、これまで3分の2というところが5分の4となりましたので、事業主が40万に対して市も40万同じく補助をするという支援の内容でございます。

○9番立石幸徳議員 雇用の面はですね、取りあえず整理をさせていただきますが、そこでその雇用調整助成金、これ最高限度額を、国会でも論議があったように、イギリス並みに倍に引き上

げるといふ論議もあるんですけどね。

それより、また数日前からこの雇用関係の新しい取組が国のほうが、決定ではございませんけれどもいろいろ出されております。雇用調整ということでは、あくまでもその休業手当を事業主が休業をさせる従業員に支給したというのが大前提になっていくわけですね。

ただ、今の現状では休業手当そのものが事業主から、残念ながらその従業員にも払われない。これはかつて東日本大震災のときに対応されたことなんですけれども、そこで従業員に直接、国から給与の大体8割程度っていうことなんですけれども、そういう形で今後国は新しい制度を創設するという形です。

何を申し上げたいかっていうと、今後ともいろんなこの雇用対策、かなり流動的な対策が出てくる中ですよ、本市の就業者、そういう方々が不利益を与えられないような対応をしないと、当然、あれもこれももらうということにはならないと思います。

そういう面では、担当課のほうですね、国が今取り組んでいるいろんな雇用の対応、こういうことについてはどのような見通しを持っているのかですね、非常に大事なことだと思いますので、お尋ねをいたします。

○鮫島寿水文産商工課長 本日の新聞報道等でもありましたとおり、まず雇用調整の関係におきましては、8,300円が上限を1万5,000円程度にということと、もう一つは、休業手当を支給した事業所にこういった雇用調整助成金というものが支給されるわけですが、そうではなく労働者、従業員のほうに直接支給を考えているということであったようです。

内容的には、雇用調整助成金といいますのは保険料で賄える部分だと考えておりますが、今回国が検討されているのは、一般財源の中から直接労働者の方、従業員の方に支給されるという制度設計を検討されてると思ってるんですが、今回、私どもとしましては、こういった補正をお願いするに当たりまして、労働局のハローワークとか協議をしたんですけれども、まだ制度設計が末端まで下りてきていない部分もあるんですが、どちらが有利性があるのかなど、雇用主また労働者に対してどうかなど考えたときにですね、直接休業手当をもらわず、国からの新しい制度で労働者が申請をして支給を受けるという方向におきまして、雇用調整助成金におかれましては、申請の簡素化、事務の簡素化はされたとはいえ、やはり複雑な事務でありまして、今回補正をお願いしましたとおり、社会保険労務士の力を借りまして申請を促す、これはどういうことかといいますと、事業者が事業再開に向けた体制を維持しつつ、休業手当を通じて従業員の生活を守って、そして事態収束後に早期に地域経済の回復を図っていただきたいと。

そのためには、国の雇用調整助成金の申請を促していくということが必要ということで制度設計をしたところですが、今回の国の従業員の直接給付につきましては、2点ほど私どもとしてはどうかなど考えてるところがございます。

まずは、申請手続が従業員の方が複雑でなかなかそれができるのかということ、それともう一つは、今給料日に休業手当ということで支給されている部分の給料が10日なり、25日なり確実に今入っている部分が、今回国のほうが休業者への直接の支給となりますと、やはりタイムラグが生じてくるのではないかなという懸念を持っているところです。

しかし、そこは国のほうが制度設計をされますので、そういったことがないかもしれませんが、やはり私どもとしましては、事業主の方が雇用調整の助成金について社会保険労務士の方に依頼をして、この手続をしていただいて、労働者、従業員は安定してサラリーを受けるというほうがよろしいのではないかと考えているところです。

これは国のほうの制度設計が分かりませんので、どうかとは言えないですが、私の私見としてはそのような考えを持っているところです。

○9番立石幸徳議員 雇用調整助成金もですね、当然、手続が非常に煩雑だと、非常に手間暇かかると。こちらのほうもそういう言われ方で、国が新制度ではずっとスムーズに迅速にいくとい

うことも一応目的として掲げていますのでね、いずれにしても、その市民に不利益を与えない形の取組ちゅうのは慎重に検討をしておっていただきたいと思います。

それから雇用面です、今度の感染症の状況で職を失ったとか、いろんな職に困ったという方の雇用を直接市役所がやるということで、今度の、さっき言った専決の32号でも会計年度任用職員を4人ですか、入れる、あるいはこの補正2号でも1人は入れるとか、5名ぐらい私自身はちょっと確認したんですけども、他市ではこういった状況の中で、雇用を非常に重要視して数十名とか、大きなまちですね。あるいは本市と同様の規模でも雇用を促進するという取組が出ておりますが、直接的に本市が雇用を進める、こういった取組はどのようなふうを考えているんですかね、お尋ねをいたします。

○前田祝成市長 ただいまございましたその雇用についてなんですけれども、基本的な今回の経済対策の考え方としましてはですね、私のほうで考えているのは、まずはやはり枕崎市内の事業者の事業維持であるとか、雇用されてる方の雇用の維持、事業の継続雇用の維持、これをまず第一の基本として考えております。

ですので、経済活動を守ることを第一に考えた場合ですね、そこを全面的にやっていきたいということで、今回の経済対策の提案というふうにお考えいただければと思います。

それぞれ4つ経済対策を上げているわけですけども、その中でですね、先ほど水産商工課長からもありましたその事業者の方々がなかなか申請が難しい、雇用調整助成金の申請手数料であるとか、やっぱりそこを守ることによって雇用が維持されるというのを前提に考えておりますので、もし、その雇用状況が本当に著しく悪くなった場合等にですね、実際に失業者が出たとかっていうところをですね、それもやっぱりきめ細かく状況を見ながら取り組んでいかないとけないと思います。

ただ、全体的なそのムードの中でといいますか、流れの中で雇用が厳しくなっているであろうということでですね、拙速にこちらのほうで会計年度任用職員をですね、例えば何名募集しますという部分についてはですね、現段階ではまだ早過ぎるのかなというふうな認識をしております。

いずれにしても、我々がやらないといけないのは、常に冷静に枕崎市内の経済状況を認識しながら、細かなヒアリングをしながらですね、その中でも迅速に対応していくということであろうかというふうに思っておりますので、その辺りも当然頭に入れつつですね、今後取り組んでいきたい、場合によってはそういうことも発生するかもしれないと思いますけれども、今、優先順位的にですね、その辺りが早い段階でですね、こちらのほうで発信する、会計年度任用職員をちょっと多めをお願いするとかですね、その辺りについてはですね、現段階ではまだ私のほうではそこまで優先順位の高い課題ではないのかなというふうには認識しております。

○9番立石幸徳議員 雇用の関係で、またいずれいろんな形でお尋ねをする機会がありますので、このもう一つのタクシー利用の関係ですね、これ資料では、今度の臨時議会が終わった5月中旬から令和2年7月31日までが対象期間。

ただ、私もちょっとこの件で調査してみますと、この事業は当初国土交通省がですね、4月21日に今度のコロナ感染でいわゆる特例措置という形で、こういったタクシーがいろんな飲食店から料理、弁当そういうものを輸送できるという特例措置なんですね。

国土交通省の特例措置は、たしか9月末までとなっているんですが、なぜこの対象期間を7月末でこうして本市は切っているんですかね、お尋ねをいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 タクシーを利用したデリバリーの事業の補助ですが、議員が今おっしゃいました4月21日の国土交通省の発表で、そのような事業が特例的にあるということを知っているところです。

タクシー事業者と協議をする中で、国土交通省の九州運輸局の中で救援事業という部分がございまして、それにつきましては、救援事業のサービスでは、病院への診察申込みですとか、買物

代行ですとか、そういったタクシーの便利屋的なサービスがあるということで、救援事業の中で、このタクシーを利用した料理、弁当のデリバリー事業ということで考えをしております。

そこで、これにつきましては、救援事業の計画書を提出しなければならないんですが、その救援事業で緊急的な部分ということで、7月いっぱいまでということで計画を区切って、このような低料金での、定額での配送という事業を計画しましたので、その一部について市が補助していくという考えでございます。

○9番立石幸徳議員 この事業も状況を見ながらですね、いろいろ活用の度合いが非常に高いとかいうことであれば、期間延長っていうことも検討していただきたいと思います。

それから、補正2号の関係で最後に、先ほど財政課長からあった1次補正の配分が6月末と、あるいは今後2次補正もその1次で全国1兆円をもうちょっと拡充しろという声も当然ありますので、いろんな形で今回の感染症に対して市民生活を守る、あるいは住民生活を支援すると。

それから、地域経済を拡大するいろんな政策が出ていかなきゃならんと思うんですが、その中で市民からここ数か月間出されてきたものが、私自身には、例えば水道料金の基本料金の免除、というのは感染症で手洗い励行と、あるいはステイホームと言いながら、これをいち早く取り組んだ大阪の堺市長が言っているコメントは、ステイホームということになると、家の中で水をいっぱい使いますと、だから基本料金を免除したんですと言われてるんです。

こういった市民生活を守る施策、それから学校も休業があったりなかったりいろいろ続く中で、当分の間、給食費が免除できないのかと。

ほかにもたくさんありますけど、次の本市が実施計画を作成するに当たってですね、こういった政策というのは出ているのかいないのか、検討をされたのか、最後に聞いておきます。

○松田誠水道課長 今の水道課の取組を御紹介します。

新型コロナウイルス感染症の影響から、収入や収益が減少したなどの理由により、一時的に上下水道料金の支払いが困難になった、こういうお客様につきまして、5月徴収分から4か月間の支払いを猶予しますということで、ホームページ等に掲載しております。

ただいま御質問が出ました支援策としての上水道の基本料金の減免等については、現在の水道事業の経営状況を考慮しますと、財源上の問題から、水道事業独自の取組は厳しいと考えますが、水道料金の減免等が地方創生臨時交付金の対象に該当するのか、または本市割当額の中で実施可能であるのかを精査した上で検討していきます。

○豊留信一給食センター所長 新型コロナウイルス感染症対策におきまして、児童生徒の保護者への支援策として、学校給食費保護者負担分に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援策を検討しております。

○前田祝成市長 9番議員の質疑に答えさせていただきます。

まず、基本的な今回の経済対策についての本市としての考え方を述べさせていただいた後にですね、今出されている市民からのいろんな要望についての私なりの考え方をお話しさせていただければというふうに思っております。

まず、今回の経済対策について、実際の新型コロナウイルスの本市に及ぼす経済的な影響というところを捉えたときにですね、地域内の経済、地域内消費への影響として特に、先ほどからも出ておりますが、飲食店を中心とした外食産業への影響が時期的にも非常に早く発生しまして、規模的にも非常に大きいというふうに考えております。

また、緊急事態宣言発令前後においては、美容業とか理容業あるいは温浴施設やマッサージ、スポーツジムなど、そういうレジャーと言われるようなものの産業も含めてですね、そういったサービス業のところにもかなり影響が出てきたというふうに考えております。

次に、地域内経済の中でも、市民ではなくて関係人口、外から入ってくる人口消費分につきましてはですね、市外からの顧客の需要減が発生しております。移動の規制等により観光事業が急

激に落ち込んで、旅館、ホテル等の宿泊業または飲食、そしてお土産物店などが大きな影響を受けているというふうに認識しています。

また、国内外の経済の縮小による本市経済への影響としまして、特に水産加工業等の製造業におきましては、外食産業を中心とした取引先への供給減、これが大きな影響を受けているというふうに認識しております。

また、全国的なイベント等の縮小により、枕崎の菊ですね、花卉等の需要減が大きく影響しているのではないかなというふうに私としてはですね、今回の新型コロナウイルスの本市への経済的な影響というところを捉えているところでございます。

その中で、市民の日常生活、経済活動を守ることを第一に考えたときにですね、やはりその雇用の維持、そして事業の継続、この課題をですね、経済支援に取り組むことが、市の財政状況等も考えてですね、第一義の優先課題ではないかなというふうに考えております。

まずは、先ほどもありました失業者を生まないであるとか、仕事の量が減った方に対する対応ということをしっかりしていけないといけないというふうに思っております。

そのための、雇用維持のための国の雇用調整助成金等を最大限活用していただくような施策を今回1番、2番で取り上げたところでございます。

そして、また事業者のほうで非常に厳しいところにつきましてはですね、特に固定費の支払いというのが非常に厳しいということで、まずは雇用調整助成金の中で人件費のところを何とかカバーしていただこうと。それプラス賃料ですね、賃料につきましても非常に厳しい状況がございますので、これを最大15万円ということで考えました。

この賃料等につきましてもですね、先ほど申し上げました飲食だけではなくいろんなサービス業も含めてですね、対応できるものでありますし、あるいは国の持続化給付金、50%以上売上げが減少している事業者に対する200万円、フリーランスに対する100万円というこのについてもですね、当然、この賃料の分も申込みができるというような状況になっております。

ですので、事業の継続に関しましては、その固定費の部分で人件費のところ、賃料のところというのはしっかりと具体的に支援していこうということで立てたのが、この経済対策1、2、3です。

4番目については、今非常に厳しい環境にある飲食業に対しましてお持ち帰りであるとか、デリバリーっていうのがですね、実際取り組まれているので、そこをさらに活性化するために、タクシーデリバリー事業を今回提案させていただいたところになります。

そして、先ほどございました鹿児島市など水道料金の基本料の減免を行っている市が既に出てきております。ここにつきましてはですね、現時点での私の考え方としては、今回の新型コロナウイルス感染症拡大に関しましては全ての市民が、先ほど9番議員からもございました外出自粛あるいは感染予防という点でですね、非常に不自由な生活を強いられているということについては十分認識しているところです。

ただ、一方ではですね、経済的なダメージについては、人によって非常に大きな違いがあるということも事実であろうかというふうに思っております。

先ほど申し上げました本市に関わる経済的なダメージというところを実際、直接受けている方がどれぐらいいらっしゃるかというのもですね、やはりきめ細かく見ていけないといけないというふうに考えております。

そのような状況の中で、市民に一番近い立場の自治体としましては、市民全員一律の経済対応というのは今の時点ではですね、支援策としてはふさわしくないとは言いませんが、優先順位が低いのではないかなというふうに考えております。

人口2万人の中に65歳以上の高齢者の方が40%近くいらっしゃって、全てが年金生活者とは言いませんが、多くの方が年金を受給されている。公務員も多くいます。医療従事者の方もいら

っしゃいます。この方々は、また別の面で苦勞されてるっていうことは認識しております。

また、休業要請を受けなかった食品等のスーパー等ですね、小売業等で中心に勤められている方もいらっしゃる。このような方々がですね、収入や仕事が今回のコロナの影響で減ったと考えるにくい。一番今回のコロナ禍で苦勞されているのは、先ほど申しあげました飲食関係であり、製造業等の事業主や従業員じゃないかと考えております。

繰り返しになりますが、そこに従事されてる方々の雇用維持、そして事業継続が地域の社会経済活動を回すための最優先事項、最優先課題だというのが今の市の考え方でございます。

その上で、幸い国の対策で国民一律に10万円の特別定額給付金が支給されるということになっております。

現状ではですね、市民生活における感染予防対策等へのコストをこの特別定額給付金でぜひ賄っていただきまして、地方自治体の支援策としてはやはり本当に厳しいところ、そこに個別具体的な施策が必要であろうということの考えで、今回の緊急経済対策の第1弾として考えさせていただきました。

今後の経済対策第2弾としてですね、市内で活用できる飲食クーポンの発行であるとか、プレミアム商品券など、市民の皆様にもインセンティブが及び、そして苦勞されている市内事業者の皆さんにも恩恵の及ぶような経済支援策、これがやはり次の手になってくるのかなというふうに思っております。

ですので、今9番議員から御質問がありましたその市民一律のっていう部分についてはですね、今のところ優先順位としては、私としてはまだ高くないのかなというふうな認識でおります。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○13番清水和弘議員 私は、地域活動支援センターの受入れ体制強化に対する補助金なんですけど、現在、本市の場合、消毒液等も配付されるところと思うんですけど、この充足率、これはどのような状況になつてるのかですね。

それとですね、今地域活動支援センター、これは何か所でやってるのか。

それにですね、外国人雇用についてなんですけど、外国人雇用に対しても支給するわけなんですけど、これは3か月未満の人にも手当を支給するのか、一応それだけでいいです。

○山口英雄福祉課長 まず、地域活動支援センター等の受入れ体制強化事業について申し上げます。

この事業につきましては、資料もお配りしてございますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地域活動支援センター等の事業の利用ニーズの増に対応するため、希望する事業所に支援員増等の体制強化及び消毒液等の購入等に必要な経費の補助を行うという内容でございます。

今回の補正予算では、今市内に地域活動支援センターは2事業所ございます。この2事業所に要望を取りましたところ、消毒液の購入等をしたいということで要望がございましたので、今回予算を計上したところでございます。

なお、今回は日中一時支援事業所、本市に2事業所ございますけれども、こちらのほうにつきましても、そういった消毒液の購入要望等を聴取しまして、1事業所から要望がございましたので、そちらのほうの所要経費を補助しようということで考えているところでございます。

○本田親行総務課長 特別定額給付金が外国人も給付対象になるのかというようなお尋ねの趣旨だと思います。

特別定額給付金の給付対象につきましては、令和2年4月27日の基準日において、住民基本台帳に記録されている方となります。したがって、基準日に本市の住民基本台帳に記録されている外国人については給付の対象となります。

しかしながら、外国人のうち観光目的など3か月未満の短期滞在者につきましては住民基本台帳に記録されないため、対象にはならないところでございます。

○9番立石幸徳議員 今、議案第32号の専決の関係です、総務課長が外国人の関係を言われたんですが、その外国人は住民基本台帳に登録されてる方は対象になる、それはいいんですが、本市においてはそれは何名になっているんですか。それから資料として今度の特別給付金事業の実施要領も提出していただきましたけれども、今いわゆるオンライン申請がですね、非常に全国各地でいろんな支障を起こしている。

市長が最初言われた5月8日から13日までに138件でしたか、受け付けて、今日から支給開始ちゅうんですか、本市のそのやはり不具合といいましょうか、例えば世帯構成のいろんな記載が住民基本台帳、本市の台帳とオンライン申請で食い違ってきているとか、そういった実態はないんですかね、その辺についても説明をしていただきたいと思います。

○本田親行総務課長 まず、本市に住民登録のある外国人につきましては、5月1日現在におきまして463人ということで、その多くが技能実習生であろうと考えております。

今回、特別定額給付金の交付の予定につきましては、水産関係の技能実習生につきましては305件、農業関係で48件、353件の技能実習生の方々にも給付金の申請書を交付する予定でございます。

外国人の方に対しましては、ホームページ、それから申請書の送付に当たりまして、特別定額給付金に関する多言語、11か国語になりますけども、広報・啓発資料をホームページに掲載するとともに、また外国人がいらっしゃる家庭については申請書を送付する際に、その広報・啓発資料を同封することとしております。

また、確実に特別定額給付金に関する周知が図られるよう、水産加工業の技能実習生の世帯につきましては、申請書を各個人に郵送するのではなく、直接水産商工課の職員とともに加工場等に届けて説明を行うこととしております。また、農家におきましても同様に農政課で雇入れ先の農家のほうにお届けして、説明を行おうと考えております。

それから、オンライン申請の関係ですけれども、冒頭、市長から138件、315人分の申請があったということを申し上げましたけれども、138件の中でそういう書類の申請の不備というのが6件あります。

中身につきましては、議員のほうからありましたように、世帯主でない方からの申請、世帯の構成員でない方が含まれている、また基準日に本市に住民登録のない方がいらっしゃるなどの不備でございますけども、6件全て連絡が取れておきまして、再申請していただくか、また郵送で申請していただくかということが調整できておりますので、トラブルといったようなことは生じてないところでございます。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○6番城森史明議員 賃借料の件であります、確かにその飲食店とか、そういう賃借料が発生してるところとあるわけですが、実際、問題なのは売上げが減少してるんですよ。全くゼロになってるところがあるんですよ。

ですから、その賃借料もいいわけですが、その売上減もゼロになったら生活できないですよ。それに対しては何もないちゅうことですか。

○鮫島寿文水産商工課長 今回、市長からも説明がありましたとおり、事業の継続と雇用の維持ということで、その中で対応をしているところですが、飲食店の経営者におかれましては、今議員がおっしゃいましたとおり、売上げの減少が20とか30でなく50%を超えて厳しくなっているということで、経営への相談も来ております。

そうした中で、私どもとしましては、国の持続化給付金、これが中小企業では200万、個人事業主におきましては100万、こういった案内のアナウンスもしております。

そして、国県の融資制度のほうも拡充が図られまして、実質3年間は無利子であったりとか、据置きであったり、そういったものが制度設計をされておりますので、そちらのほうを御案内し

て、特例中小企業者ということで認定をして、資金繰りの状況を改善いただくようにしております。

また、県のほうからは、休業された店舗におきましては協力金ということでも出るようになっておりますので、そういったことも総合的に照会しながらですね、経営の支援の一助となるような施策を紹介したり、また今回の家賃補助ということでしております。

議員がおっしゃるとおり、直接的な給付というのは、売上減少に対して一律10万とかっていうのはないところですが、市長からも説明がありましたとおり、まずは第1弾ということでこういった策を打ち出して、もし必要があれば第2弾、第3弾でまた新たなものが出てくるかと思いますが、今予定しておりますのは、グルメのクーポン、宿泊クーポンですとか、会議所の既存の商品券を活用したプレミアムをつけた商品券の発行、それとまた新たなものを今商工会議所の方とも協議をしておりますので、その中で必要があればそういったものも検討してまいりたいと考えております。

○6番城森史明議員 持続化給付金が払えるのは、50%以下の減少ですよ。例えば、その50%未満の売上減少に対しては、何の策も国の給付金もないわけですよ。それに対してはどのようにするんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 私どもが今回お願いしました家賃の関係につきましては、20%以上ということで考えておりますが、国のほうが50%以上の減少ということで、かからない部分もございます。しかし、その部分につきましては、今申し上げましたとおり、支援が薄い部分と考えております。

また、飲食店に限らず、ホテル、旅館の宿泊業におかれましても支援の部分が少ないのかなど、また飲食店においても自前の建物で運営をしている、事業を進めている事業所におかれましても、今回は対象とならない部分がございます。

そういったことは課題として会議所または関係者の方々と情報を共有しておりますので、まずは先ほども申し上げておりますとおり、雇用の維持の関係の雇用調整助成、そして家賃の支援、固定費の大部分を占める人件費、それと賃料の部分を支援していくことで、まずは取り組んでいきたいとそういった制度の部分で支援の漏れた部分につきましても、今おっしゃいました20%から50%の間で売上減少になったところにつきましても、今後必要があればさらに検討を進めてまいります。

○6番城森史明議員 非常事態宣言が解除されたわけですから、飲食店についても段階的に平常の営業にもうこれから移ってくるわけであって、はっきり言って今までが問題だったわけですよ。今までもう休まんなんらんかった部分に対して売上げがゼロになっている、その賃料にかかわらずですよ。

ですから、そこら辺はやっぱりスピーディーな対応が必要じゃなかったかと思うんですが、やはりそういう国の施策から漏れた部分をいかに、そこも当然賃料は倍かかりますよね、賃料ゼロのところよりは。

だから、売上減と賃料があって、それに対してもある程度カバーできるような制度が必要じゃないんでしょうかね。

○鮫島寿文水産商工課長 この家賃補助につきましても、家賃相当額ということで3か月分相当額ということで5万円の3か月、上限を15万円としておりますが、この15万の設定におきましても、店舗の立地、場所であったり、また店舗の広さ等におきましては月5万円で充足しない、半分も足りない事業所もございます。

しかしながら、広く支援を行き渡らせるという意味ではですね、東京都または国が考えているような50万という数字は非常に大きい数字でございましたので15万としたところですが、いずれにしても、事業所によっては月の売上げが100万単位であったり、または数千万というと

ころもございます。

そうしたときにですね、果たして私どもも考えましたのは、支援が3か月相当額ということで15万が妥当だということもありますが、まずは支援をして、少しでも経営の一助としていただきたい。それと、やはり先ほど私申し上げました事業所におきましては、一月千万単位の数千万の取引もあり、そこが売上げの減少に陥っているというところもございましたので、そこは行政的にですね、支援というのは非常にできるのかなということは疑問に持ってるところです。

やはり、ここは融資という観点で、当面の資金繰りについては2か月、3か月頑張ってもらいたくために、資金繰り支援ということで、セーフティーネットの枠の緊急的な緊急経営対策指針であります実質無利子、無担保の据置きもある県の制度資金が最大4,000万円借りられますので、そこを銀行と会議所と協力をしながら、融資のお話をさせていただいているところです。

これにつきましても、先ほど申し上げましたが、80件程度の相談がありまして、今市でも認定をして、また会議所のほうでも照会をして政策金融公庫なり、また市内の金融機関から融資をいただいていると伺っているところです。

○前田祝成市長 今、水産商工課長から答弁がございましたが、それにちょっと補足した形で少しお話させていただきますが、よく国のほうも今スピード感を持って、スピード感を持ってってという言葉が発せられているんですけども、本市としましてはですね、先ほども説明しましたように、まずは本市にある事業者の人たちの事業の継続というのを考えると、そのためにそこで働いている市民の皆さんの雇用の維持を考えるとというのが、まずこれが基本です。大前提です。そこをですね、水産商工課をはじめですね、細かな情報収集、ヒアリングを徹底的にやっています。2月ぐらいからやっています。

その状況を見極めながらですね、国の支援策、そして県の支援策、これが出されているわけですが、そこをしっかりと見極めて、本市の限られた財源の中でできるだけ無駄を省き、真に必要なところへの確に予算を配分するというのを考えました。

ですので、先ほど申し上げた1番、2番の雇用調整助成金に関しましては、結局国からその人たちの雇用を守るために出されるお金であって、それを使おうと、とにかく有効活用しようということで、その申請のための社会保険労務士に対する費用を出しますと。それを上限10万円まで出します。

例えば、一律20%落ちたところに対して10万円出しますよという話をしても、それが本当にその雇用の維持のために使われるのか、それとももっと別なことに使われるんだったら、もうそれを市としてはですね、ぜひ雇用調整のために使ってくださいということで、目的をある程度絞った形で10万円出しましょうという話です。

ですから、そこ全体を見極めながらですね、無駄にならないようなその10万円の使い方というのをぜひやっていただきたいということで出してるものです。これについては、おっしゃられるゼロ%になったところもあるかもしれませんが、20%前後のところもあるかもしれません。そこについては、それで雇用調整が必要になった場合にはそれを使ってくださいと。だから、市民の皆さんの雇いを常に維持してくださいということでやってる10万円というふうに理解していただければというふうに思います。

それで、先ほど水産商工課長からも説明がありましたが、それでまだ届かない人件費の不足分については上限40万円まで出しますということです。雇用に関しては補助を受けられる事業者も最大50万円があるということを御理解ください。

そして、固定費のもう一方の賃料に関しましては、月々5万円を上限に3か月分、これは20%以上ですから50%の人もそうです、50%以上減少した方もそうです。そこに対しては、その賃料のうちの月々5万円を上限にしてお出します。これも最大15万円になるわけです。

そこについては、お店の店舗の家賃だけではなくて、例えば駐車場を借りています。農業の方が

倉庫を借りてます。そこについてもですね、20%以上というのが2月から9月までの間で1か月でも発生したら、それは出しますというようなことです。ですから、今の予算の中で、支給額として最大1事業者に対して幾らとしたときには、その50万円プラス15万円で65万円の支給がある事業者も出てくる可能性があるというような支援策です。

それでですね、先ほども申し上げましたが、一律についていう部分についてはですね、やはりそこはよく細かく見ていかないとですね、やはり無駄とは言いませんが、当然行き渡ればありがたいわけですから無駄とは言いませんが、その効き目のあるといたしますかですね、そういう予算の配分をしようということがまず前提にありますので、そこを御理解いただきたい。

その中で、どうしてもこぼれるところが出るとしたらですね、そこはしっかり拾っていくようなことをですね、それは当然農政課にしてもそうですし、水産商工課にしてもそうですし、そこでしっかりと状況を見極めていくということで、次の対応を考えていくっていうふうに御理解いただければと思います。

○6番城森史明議員 会社が維持できれば雇用も維持できるわけであって、そういう意味で売上減ということも必要じゃないのかというふうに考えるわけですが、これだと堂々巡りになりますので、あと産業部門ですね、先ほど市長もおっしゃられましたが、農業は本当にもう今、最悪の状況なんですね。農林水産業っていいですよ。魚も魚価も低迷してるんです、非常に牛肉も低迷してるわけですね。

ですから、そういうところをやはり、それに対する支援、確かに持続化給付金っていうのが国はありますが、やはりさっきも言ったように、10から50の間は50%未満は減っても、それは資格がないわけですから、その辺のところをやはりどうしていくのか、それと農業に対しては収入保険というのがあります。その収入保険も漏れた人に対する補助はしないのかっていうことですよ、その辺はどうなのでしょう。

○前田祝成市長 今、申し上げましたけれども、当然そういった我々が今施策として上げてるものに対して対象とならない事業者等も出てくるというふうに思います。

ですから、そこについてはですね、国も県も同じ考え方で恐らく今いるんだと思います。

国のほうも2次補正が今度出てくるわけですが、その中でですね、そういった今やっている自治体と国がやってること、それでもなかなか拾っていけないというような非常に厳しい環境の方も当然いらっしゃるわけで、そこは我々もちゃんとヒアリングします。国も当然そこは分かっていたかかないといけない。それを国に対しても当然我々も言わないといけない。

その辺りをしっかりやっていきながら第2次、第3次というところでですね、何とか拾っていきけるようにするということを考えたいと思います。それについてもですね、さっきの雇用調整助成金じゃないですけど、国が実施する施策に対してですね、我々はそれをぜひ使っていただく、活用していただくというような形でのサポートというのは今もやってますけど、細かくやっていくように努めたいと思います。

○原田博明農政課長 収入保険制度につきましては、今年対象になる農家につきましては、令和元年中に申請をしていただいた農家が対象になるということになりますので、本年、収入保険に加入いたしましても、収入減に対する補償は受けられないということになります。

今後、やはりこういった社会情勢の変化、それから自然災害等で農業収入が減った場合の対策として、やはりこの収入保険制度というのは、有意義な制度でございますので、農家の方々にも紹介していきたいというふうには思いますが、今年の収入減があまりにも大きいということになりますと、近年5年間の所得の平均で、来年度の収入が減った場合の対象というふうになりますので、その辺の見極めをですね、農家の収入、今年の生産額等を見ながらですね、共済組合とも協議しながら農家の相談または指導をしていきたいというふうに考えています。

○鮫島寿文水産商工課長 今回お願いしております家賃補助ですけれども、対象者を飲食店とか

限定しておりませんので、先ほど出ました漁業者、農業者、例を言いますと、倉庫に使っているとか、そういった建物の家賃につきましても支援の対象と考えておりますので、そういった部分でも農林水産業の方へもフォローできる制度にしてございます。先ほど申し上げましたが、飲食店のみに限らず広く拾えるように考えております。

また、重複しますが、飲食店の経営の皆さんにも経営が厳しいということで相談が来ておりましたので、国の持続化給付金、中小企業の方は200万円ですが、個人は100万円ですので、これをもう既に申請されている方もいらっしゃるし、先ほどから申し上げております雇用調整助成金のことも今回補正をお願いをしたわけですが、事前に話をして早目に社会保険労務士に相談をして、申請の準備を進めていただいております。

これにつきましても、市長から説明がありましたとおり、最大50万円入ってくると思います。それと、今回の家賃もお話をしてございます。

そういった面で、総合的に経営支援という意味で国の制度、もちろん県の制度資金の借入れも案内をして、市のほうで特例中小企業者ということで売上げが減少している事業者を認定して、融資のほうも手続を進めていただいております。また、融資実行のあったところもございます。

そういったことで、総合的に国の制度、市の制度、それと県の制度、融資も含めまして、手元資金が非常にお困りということでしたので、そういった面ではスピード感を持って対応したつもりですが、やはり薄い部分につきましては、今後も50%いかない事業者等とか、自前で飲食店を構えてるとか、そういったところのフォローにつきましても、今後はまた検討をしていきたいと思っております。

あと、農林漁業者への資金繰りの支援ということでも、県の信用漁連の枕崎支所、それと農協の支所のほうとも農政課を通じて有利な制度資金等を紹介しております。補足で申し上げました。

○6番城森史明議員 3月議会でもありましたが、償却資産税というものが個人業者にとということで、市のほうでもそれに見返りのものを検討するというで聞いてますから、やはり今の第1次産業は根本的な問題もあると思いますが、やはりこの機会にそういう国の交付金を活用してですね、できるだけ補助をお願いしたいと思っております。

それでもう一つ、ふるさと応援基金、今度は活用されてないんですかね。

○佐藤祐司財政課長 先ほど申し上げましたように、今回、財政調整基金から3,000万、そして残りは繰越金で対応をいたしております。

緊急的なといいますか、対象事業としてですね、ふるさと納税については振興計画に載っているのに応じて充てるといような形になっておまして、今回のものにつきましては、先ほど冒頭申しましたように、臨時交付金の対象になるものもあるというふうに考えておりますので、緊急的な措置として財政調整基金を充てておいて、後で臨時交付金に振り替えるということを想定しておりますので、ふるさと納税の繰入金については対応してないところでございます。

○6番城森史明議員 他の自治体はですよ、要はふるさと応援基金を活用しながら、より細やかな支援をやってるわけですよ。ですから、ふるさと応援基金も16億ぐらいあるわけですよ。ですから、その辺の活用も含めてですね、手厚い支援をしなければならないと思っております。

最後に聞きたいんですが、お魚センター、これに関してはどのような取扱いになるんですか、今度の持続化給付金、雇用交付金は、お魚センターについてはどういう取扱いなんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 持続化給付金につきましては、お魚センターは株式会社枕崎お魚センターで会社法に基づく法人ですので、要件が合えば給付の対象となると考えております。

要件といいますのは、売上げの減少幅によって対象にならないを判断されて、法人として申請されるものと考えております。

○6番城森史明議員 要は、市が52%の株を持ってるわけですから、その休業調整助成金にしる、雇用調整助成金にしる、たしかレストランは早く休みましたですよ。当然、それはできる

わけですから、その辺の手続は今されているんですかね。

○**鮫島寿文水産商工課長** 先ほども申し上げましたとおり、対象の法人となると思いますので、今、それらの手続は進めているということで考えております。

ただ、売上げが50%以上減少しているかというそういった要件もございますので、休業の協力金であったり、そういったものを含めて法人のほうで対応していると聞いております。

○**6番城森史明議員** 一応、お魚センターも非常に多額の借金を抱えながら、苦しい経営を強いられているわけですよ。ですから、やっぱりこういう時期にですね、そういう支援も漏れがないようにお願いしたいと思います。

○**2番眞茅弘美議員** 今、賃借料の補助に関しまして、水産商工課長のほうから農林水産業も含まれますとお聞きしまして安心したんですけども、農業に関しましては小作料っていうものがございしますが、これは含まれますか。

○**鮫島寿文水産商工課長** 建物及び駐車場ということで考えておりますので、小作料といいますのは畑をお借りして作っているということの認識ですが、当たらないのではないかなと思うんですが、少し検討をさせていただきます。

○**2番眞茅弘美議員** ぜひよろしくをお願いします。

○**6番城森史明議員** 固定資産で土地を借りてるわけですから、当然理屈的に該当しますよね。

要するに、労賃じゃなくて土地を借りて作ってるので、当然賃借料ということになるんじゃないですか。

○**鮫島寿文水産商工課長** 今回の場合の賃借料というのは、土地ということではございませんで、駐車場というのは駐車場施設という考えで建物に含めたところですよ。そういった考えがございしますので、確認いただきたいのは建物及び倉庫、建物ですので店舗であったり、倉庫であったり、事業の用に供するというので考えております。駐車場も土地みたいな考えがございしますが、駐車場施設という考え方で制度設計をしております。

そういった御意見もありましたので、少し検討はしてみたいと思います。

○**4番沖園強議員** その辺をどう捉えるかということなんですが、固定資産として償却資産を納税されている固定資産もございします。

特に市長も、花卉のほうも非常に落ち込んでると御認識されてるんですけど、農業用ハウスに至っては、基礎部分がある農業用ハウスは、固定資産税が賦課されるということになってるんですけど、その辺はどう判断されてるんですか。

○**鮫島寿文水産商工課長** ハウスのそういった基礎のしっかりした部分につきましては、償却資産ということで把握しておりますので、建物、施設ということで、事業の用に供するというので支援の対象になると考えているところです。

賃借ということでよろしいですよ。——他人のお持ちのハウス施設を賃借、借りてる場合はということでございますので、確認したいと思います。よろしくをお願いします。

○**中原重信議長** ここで10分間休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時11分 再開

○**中原重信議長** 休憩前に引き続き再開いたします。

○**12番東君子議員** 先ほども出たんですけど、給付金のオンラインのことなんですが、マイナンバーカードの暗証番号を忘れて窓口に来られたっていう方は、今現在いらっしゃいますか。

○**川崎満市民生活課長** ただいまの質問は、オンライン申請のときに必要な暗証番号の忘れた方ということで。これは、今お話がありましたとおり、オンライン申請には6桁から16桁の電子用署名の暗証番号が必要なわけですが、やはり忘れた方とか、そして当初から設定していなかった方、それとオンライン申請をするときに何回か入力したけどロックがかかった方、こういった

方々がやっぱり多数見られました。そして、特に5月に入ってからですが、そういう方々がたくさん見えられましたので、対応したところでございます。

○12番東君子議員 マイナンバーによってですね、便利なはずがかえって何かよその自治体では密を生んだりですね、かえって手続きが長引いたり、いろんなことが起きてますので、今回、まだ給付金は手にはしてませんが、ひょっとしたらまた長引けば、第2、第3の給付金がまたもらえるってということもあると思うので、今回の問題点をよく話し合ってますね、どうやったらスムーズにいくかということを利用していただきたいと思います。

○川崎満市民生活課長 ただいまおっしゃった中には、新聞等でもございましたが、一つは回線の混雑というのがございまして、国のほうにオンライン申請の回線があるわけですが、それが若干混雑したケースもございまして、それらについては国のほうにも機会があればまた話をしていきたいながら、改善をしていただければと思います。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○5番禰占通男議員 今回のいろいろな給付金とか、そういう対象が上げられていますけど、本市の雇用状況ということで、解雇、雇い止めの把握というのはどのようになっているんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 解雇等について私どもが把握してる中では、大きく売上げが減少しましたサービス業の方で、廃業を決めたと話をされた方もいらっしゃいます。また、飲食店の方でもですね、店を閉めようかなと考えているとお聞きしたところもございます。

そういったところにつきましては、やはり従業員等を抱えておりますので、今後、解雇なりそういったものも出てくるのかなと考えているところです。

○5番禰占通男議員 今、自粛規制が解除されたんですけど、この4業種の自粛規制が求められた部分を除いた本市の業者数ちゅうのはそれも把握してるんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 先ほど申し上げましたとおり、会議所のほうでもそのような把握ができないかということでお聞きしたんですが、やはり会議所のほうでも国が実施をしました5年前の経済センサスの1,286事業所というのが、現在、正確な数字と把握しているところです。

議員がお尋ねの4業種を除いたという部分につきましても、そのような詳しい正確な数値は今持ち合わせてないところです。

○5番禰占通男議員 冒頭、この本会議でありましたように、政府の支援金、協力金、いろいろ申請について社会保険労務士の相談をと今課長も言いましたけど、この家族的経営、それとまた飲食業ちゅうのは日銭ですよ、パート等でも。その日その日に出勤してもらった人にお金を払う。そうすると、帳簿上はあまりしっかりしてないわけですよ。

結局、そうなると、社会保険労務士より手軽なものは税理士、会計士だと思うんですよ。何でこの社会保険労務士がこの助成対象になって、税理士、会計士などは対象にのぼらなかったのか、そこをお聞きいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 この雇用調整助成金につきましては、申請の代行といいますか、代理ができるのが社会保険労務士に限るとされております。

そういったことで、私どもも当初、公認会計士ですとか税理士が、事業主お抱えの方もいらっしゃいますので、そこもできるのかと考えたんですが、しっかり法律を見ますとやはり社会保険労務士に限った労働行政の申請でございまして、そういった扱いを確認しまして、今回、社会保険労務士ということで明記をさせていただいたところです。

また、小さな事業所ということでありますが、今回、雇用調整助成金の拡充策の一つとして、週20時間未満の労働時間の短いパートの方やアルバイト等も、今回、実際雇用保険のかけてない方においても制度が拡充されまして、雇用調整助成金ではなくちょっと名称が違いますが、緊急雇用安定助成金ということで同様に助成金が支出されますので、そういった方もやはり社会保険労務士の方に相談いただいて書類の整備をいただく、就業規則であるとかが必要であればそ

ういったものを定例的な部分をつくっていただいで申請が可能かと考えているところです。

○5番禰占通男議員 社会保険労務士の相談業務は、枕崎市独自ということですか。

○鮫島寿文水産商工課長 県外の他の自治体ではそういった例がございましたが、県内では奄美市も同様なことを考えると電話等でお聞きしておりますが、このような具体的な制度をするのは、枕崎市のみだと承知しているところです。

○5番禰占通男議員 そうであればですよ、中小、零細、飲食業を含めていろいろありますけど、枕崎独自でこの社労士の助成をするのであれば相談業務を会計士、税理士にも広げるという可能性があったほうが何ちゅうか、小さいフリーランス、いろいろ業種はありますけど、漏れなく申請とかそういうのが、相談業務、本市が見てくれれば申請しましょうとか、何かいろいろ考えられると思うんですけど、今後の課題として取り組む予定はないんですかね、いろいろと考えて。

○鮫島寿文水産商工課長 先ほども申し上げましたが、この国の雇用調整助成金の申請に当たっては、事業主か、またはその従業員か、社会保険労務士ということで申請が限定されておりますので、別な業の方がですね、会計士ですとか税理士が申請というのは労働局が受け付けないものと考えております。

○5番禰占通男議員 それであれば、今、雇用調整と雇用維持は課長がおっしゃるとおり、社会保険労務士でもいいと思いますけども、この中小企業事業支援とか中小企業に向けた給付金、そして先ほど市長もおっしゃっていましたが、持続化給付金、フリーランス、アルバイト等も含まれると思うんですけど、やっぱりこういう人なんか、どうすればいいんだろうかと、器用な方はインターネット、いろんなことを調べて申請するでしょう。そしたら、それを手助けするのも行政のすべきことだと思うんですけど、どうなんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 国の制度で一番大きいのは持続化給付金ということで、これが一番の事業の大きな支援ということで考えておりますが、これにつきましては、給付額が先ほど申し上げましたとおり、中小法人等は200万円、個人事業主、フリーランスも含めて100万円ということですが、この申請につきましては原則インターネット上での申請となりますが、新聞報道等でも見られた方もいらっしゃると思いますが、鹿児島県のほうでは鹿児島の商工会議所に昨日5月14日からサポートセンターといいますか、インターネットでの申請のフォローをしていただく窓口が開設されたようです。

いずれ、5月中には本市にもそういったインターネット申請でなかなかできない方、そういったインターネット環境も含めた申請ができるような窓口が設置されると伺っております。

これも経済産業省の中小企業庁から近々公表されると思いますが、できるだけ早くに設置されればいいと思っておりますが、私どもとしましては、今でも国のほうからこういった制度設計が出ました時点で相談に来られた方には、入力項目の基本情報とか、こういった内容をプリントアウトして、皆さんにはお話をしているところです。

そして、もう既に5月1日、2日にはですね、申請をされた事業主、農業者の方も相談がございましたので、漁業、商工限らずに、農業者の皆さんにも相談がありましたら私どものほうから連休中にお話をしてお話をしてお話をしてお話をしております。

また、今後、どうしてもいろんな手続等が分からない場合には、水産商工課のほうで受けて職員が今でも対応しておりますが、今後も引き続き丁寧に対応をして、県の休業の協力金でありますとか、もちろん雇用調整のことにつきましても、まずはうちに相談いただいて、社会保険労務士を紹介して、支援をつなげてまいりたいと考えております。

○5番禰占通男議員 対象者が漏れないように御一考お願いしたいと思います。

それと、あともう一つ、新聞等にもありましたけど、今ここにも消毒液ということで載ってますけど、市内の事業者が次亜塩素酸水を提供したと。

結局、次亜塩素酸水は、幼児、児童、大人はちょっと皮膚的に厚いことで、手荒れなんかも少

ないと思いますけど、やはりそういったアルコール類って、今ずっとコロナが発生してから売り切れ状態、そしてそれも日本国内でほとんど作ってない、先進国である日本がですよ。あとはほとんどが輸入、そう考えた場合、この次亜塩素酸水の生成器なるものの検討は今この議会までに何かなされたんですかね。

○田中義文健康課長 市内の事業所等の消毒液の確保につきまして、今言われましたように、次亜塩素酸ナトリウムの生成器の機械ということについてはですね、現在のところまだ検討に至っていないところです。

市のほうとしてはですね、今消毒液の確保については事業所のほうに入っているところがございますので、今後のそういう消毒液の提供体制を見ながら、今後また速やかに検討していきたいというふうに考えているところです。

○4番沖園強議員 最後に確認しておきたいと思うんですが、正直申しまして農林水産業も対象になると、中小企業等事業維持継続支援事業ですかね、非常に安心したんですけれど。

今回の場合、第1弾としては、賃借料に限るということなんですよね。他市と比較して申し訳ないんですけれど、いちき串木野市、売上げ5%以上減収した場合と、非常にそのハードルを下げているわけですよね。

今後、2弾、3弾、2次補正、3次補正にかけて、そういったハードルは20%以上というそういった部分は再検討するというようなことは考えていないんですかね、最後にお聞きしときます。

○前田祝成市長 先ほども申し上げました今回の施策で漏れがある部分ということについてはですね、やはりきめ細かく見ていかないといけないと思います。

その中で、やはり拾えなかった部分というところについて第2次、第3次というところで、やはりやっていくことも選択肢の一つとしてあると思いますので、そこはしっかり頭の中に入れてですね、次の施策を考えていきたいというふうに思っております。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第4号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時30分 再開

○中原重信議長 再開いたします。

次に、日程第5号及び第6号を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案2件について提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号枕崎市国民健康保険条例及び枕崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関する特例を定めるほか、後期高齢者医療の被保険者で同感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を本市において行うため、所要の改正をしようとするものです。

また、この条例改正による国民健康保険の被保険者に対する傷病手当金の支給に伴う補正予算として、議案第28号令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）をお願いしてありますが、これは歳入歳出それぞれ170万円を追加し、予算総額を36億7,798万8,000円にしようとするもので、その財源として、県支出金の増で措置いたしました。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○中原重信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 条例、それから予算、関連があるんで併せて質疑をしますけれども。まず、この字句の確認といいたしでしょうか、この提案理由にもあるんですが、国保の被保険者の中の被用者等ということになっておりますが、被用者のみなら理解できるんですが、被用者等ということになりますと、あとどういった者が付け加わってくるんですかね。

○田中義文健康課長 今回の議案の説明資料といたしまして、新型コロナウイルス感染症に関する国保・後期高齢者医療における傷病手当金の対応についてという資料を提出しているところです。

その中に、2番目に新型コロナウイルス感染症に関する対応ということで、その対象者のところがですね、被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者ということで、この被用者等というところはですね、後半のまたは発熱等の症状があり感染が疑われる者を等ということで表現しているところでございます。

○9番立石幸徳議員 健康課長の説明からいくと、いずれにしても被用者であるという理解でいいんですか。ていうのが、私後もってですね、今説明のあった感染した人もですけども、発熱等の症状があり、感染が疑われる者、これも当然、被用者じゃないんですか。

被用者以外の方がそういううたわれても、等という表現になるんですかね。これちょっとあと人数確認をしますので、字句を、文言を今確認しているんですよ。

○田中義文健康課長 対象者につきましては、国民健康保険並びに後期高齢者医療保険ともに被用者の方を対象としております。ですので、先ほど申しましたように、等という部分については、あくまでも被用者は被用者ということでございます。

○9番立石幸徳議員 私は、この等というのは余分じゃないかという気がしてるんですけど、確認させていただきました。

内容的なものに入りますが、今回、その例のコロナ対策の一環として条例を制定すると、国保の被用者のうち傷病手当が受けられるという配慮がなされてきているんですが、本市国保のこの

傷病手当の対象者になり得る、可能性としてなり得るその被用者ってというのはどれぐらいおられるんですか。

○田中義文健康課長 委員がおっしゃるようにですね、この条件がいろいろありますので、明確にその対象者というのは算出することは難しいところです。

そのため、国民健康保険の加入者で住民税の特別徴収を行っている、一定、毎月の収入等があって、そこから給与から住民税を天引きできる人たちが何人いるかということを集計いたしましたところ、約640人いるということになっております。

○9番立石幸徳議員 国民健康保険そのものは言うまでもないですが、事業者、農林水産とかいった自営業者、あるいは無職といいましょうか、全然職のない方、そういう方が大半であろうと思うんですね、被用者という方々っていうのは国保の中でもある一定の方々しかいないんじゃないかと思うんですけども、今回の予算の出し方なんですけれども、170万、これは何名分、その六百数十名のうち今現在枕崎市には対象になる人はいないんでしょうけれども、何名分を想定して予算計上されているのか、最後にお尋ねします。

○田中義文健康課長 この補正予算の金額につきましては、他市の状況等を見ると概算で100万を出したり、200万円を出したりというところが何か所かありました。

本市としては、やはりその算出根拠につきましては、この提出した資料のですね、国のほうが出した今回の傷病手当金の支給に関するQ&Aの3ページの6番目の質問に対するお答えの中で、支給額について国のほうが上限の金額を定めております。これは1日当たりの支給額の上限については、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2ということで、これを令和2年3月現在の同じ表の金額から算出いたしますと、日額3万0,887円となります。

これを本市としては、対象者が実際にいるかどうかというのは現時点では分かりませんが、5人程度設定して14日間を期間として算出をいたしまして、その結果、170万円ということで他市と見比べてですね、他市で100万、200万、大きいところは500万というところは1か所あったんですが、ほかは100万、200万円という金額でしたので、妥当ではないかということで計上したところです。

あくまでも、これは国から全額交付されますので、この程度あれば大丈夫ではないかということで計上した金額でございます。必要があれば、また補正をしたいと考えているところでございます。

○9番立石幸徳議員 先ほど最後と言いましたけど、もう一点、期間の支給対象期間が漏れていましたので、今度のこの条例の措置対象になる期間は、本年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間、これが支給対象ですよ。

ただ、その入院が継続する場合、最長1年6か月、1年半対象期間を延長っていうか、延ばすというんですが、これは9月30日から1年半延ばすって意味なんですかね。入院してから——この1年6か月の対象期間というものの明確な期間の説明をいただきたいと思います。

○田中義文健康課長 私どもといたしましては、その入院期間が延長されて1年半までは、この保障の対象になるというふうに考えているところでございます。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○5番禰占通男議員 傷病手当ということなんだけど、この労災との兼ね合いちゅうのはどうなるんですか。

○田中義文健康課長 議員がおっしゃる労災保険となりますと、国民健康保険で被用者ということになりますから、そこの事業所がそういう保険に入っていて、対象になるのかならないのかということもあるかと思えます。現在、そのような事例の対応につきましては説明はされておられません。

この傷病手当金については、この資料にもありますように、全国的にも今まで国民健康保険では制度として運用しておりませんので、いろんなパターンが出るかと思っております。

そのようなことから、それぞれの実際、実態に応じて県のほうと確認をしながら支給に当たっては運用していきたいというふうを考えているところですので、今御質問のありました件につきましても、また機会を見つけて県のほうに確認しておきたいというふうを考えているところです。

○5番 禰占通男議員 医療従事者は、企業というか医療法人もろもろのその組織に組まれて、保険は国保とは違うと思うんですけど、ファミリーマートとか、レジ係、いろんな業種が今回のコロナの対象になると思うんですけど、そしたら、国民健康保険の対象者がそういうところで働くということは、結局原因がもうコロナウイルスだから、新型の。

私としてはもう対象になるんじゃないかなろうかとも思うんですけど、今健康課長がおっしゃられましたように、今後、県もろもろとも折衝してどこまでが範囲なのかと、そうしないと、うちはたまたま感染者が1人もいなくて無事収束するのを見てるんですけど、今後、今メディア等でも言われておりますように、2波、3波が来たときにどうなるのかということだったら、やはりこの生活を危うくする事態になりかねないわけですから、そこは十分確認して、また議会でも何でもいいからお知らせ願えればと思います。お願いいたします。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第6号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号及び第8号を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案2件について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第30号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、固定資産税において、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に、賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度が創設されたこと等に伴い、枕崎市税条例等の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

次の議案第31号専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額に係る限度額並びに軽減判定所得の算定に係る基準額の引上げがなされたことに伴い、枕崎市国民健康保険税条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間

的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○中原重信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○11番永野慶一郎議員 私、議案30号のですね、専決第2号固定資産税の件でちょっとお尋ね
いたします。資料をあらかじめ頂いておりましたけども、この資料の中にですね、所有者不明土
地等に係る固定資産税の課題への対応ということで、使用者を所有者とみなす制度の拡大とい
うのがございます。ちょっと内容を読ませていただいたんですけども、実際、こういった例です
ね、件数、本市において何件ぐらいあるのか、どれぐらいの数があるのか、把握されているのか
をちょっとお聞かせください。

○神園信二税務課長 前もって皆様のお手元にお届けをさせていただきます資料のタイトルで、所有
者不明土地等関係という資料の5ページを御覧いただきたいと思えます。

図柄のついたポンチ図の資料でございます。

5ページのほうの参考で所有者が不存在・特定できないため課税できないケース（例）とい
うところでケースの1から4までが国が想定して例示をしたケースでございます。

本市で、この事例につきまして具体的にここがそういう事例であるというところが現在把握
できているところはございません。

ただ、今後、固定資産税の課税通知を発送いたしましても、相続代表者ということで、被相続
人が亡くなられた後に、私どものほうにお届けくださいという届けは頂いてるんですけども、
そちらに課税通知をお届けしても返ってきてしまうというものは一定数ありますので、その中
で、実際、その固定資産をお使いになっている別な方がいらっしゃる事例はないのかというところ
を今後調査をしていきたいと考えております。

課税が始まりますのが、令和3年1月1日が基準日ということになりますので、このケースの
場合は、現在使用していらっしゃる方に前もって通知をした上で課税になりますので、何とか秋
口までにはその調査を終えて、実際そういうケースがある場合には、使用していらっしゃる方に
通知を発した上で、1月1日現在で課税をしていきたいと思っております。

ただ、今現在で具体的に何件あるというふうな数の確定はできてないところと、今後、調査を
進めなければならないというふうな状況でございますので、御理解いただきたいと思えます。

○11番永野慶一郎議員 今、本市のほうでは、対象となる方がいるかないか今から調査され
るということなんですけども、1つだけちょっと最後にお聞きしたいんですが、ちょっと気にな
ってまして、例えば仮にそういった使用者がですね、税金を支払う義務が発生しましたと。

その方が、やっぱり滞納したら同じように所有者と同等のそういった罰則と、滞納した場合に
ですね、そういった事由が発生した場合に、やっぱり罰則があるのかだけ最後お聞かせください。

○神園信二税務課長 今回の条例改正で、そのようなケース、使用していらっしゃる方が納税者
ということで決まっていますよという条例でありますので、その方がもし滞納をした場合には、

その滞納の処分というのは、当然、税関係の各法に基づいて滞納の取扱いを受けていくということになっていくということでございます。

○9番立石幸徳議員 私、市税条例の関係、国保の関係、1点ずつですね。

今度の2020年度の税制改革で、固定資産の使用者をいわゆる所有者とするという制度が新設されたわけですが、資料の4分の2にあります第75条の関係、つまり不申告に関する過料ですね、簡単に言うと罰金ていいでしょうか、この中で、その固定資産に係る不申告に関する過料の規定に、新設された第75条の3、その現所有者の申告、括弧書きしてありますが、この現所有者という意味の中には、新たに使用者を所有者とみなされた方も、入っていくことになるんですかね。

そこをまず確認させていただきたいと思います。

○神園信二税務課長 第75条の不申告に関する過料の部分ですが、先ほど永野議員からお尋ねのあったその使用者につきましては、その所有者とみなして課税上、私どものほうが課税をする行為でございますので、申告という行為自体がないというふうなことになります。

今回、立石議員のほうから御指導のあった4分の2ページ、第75条につきましては、現所有者の申告、これが義務づけられますので、この現所有者申告を行うべき、具体的にケースといたしましては、所有者がお亡くなりになられて、その相続が発生をして、その相続を行う相続人、この方々には現所有者申告というものをお願いするという条例でございますので、その申告が行われなかった場合には、75条の適用がありますというふうな改正でございます。

○9番立石幸徳議員 この件は、非常に厳密に、厳正に対応をしていただきたいと思います。というのが、一言にその所有という定義はきちっと明確になると思うんですが、使用をしているという定義はですね、なかなかそのケースによっては明確になりにくい部分もあると思うんですね。そういうことで、これも今後の問題ですので、この辺については、しっかりした対応をお願いしたいと思います。

それから国保の関係で、本当に資料のほうの既にほとんど完璧にといいましょうか、いい資料が出されているので、資料を見るだけで大体おおよそのことは理解できるんですが、一つだけ、これはこれまでの国保のいろんな委員会、審査等でも申し上げてきましたけれども、今回のまたいわゆる軽減世帯の拡大ということで軽減世帯がどんどん増えてきているわけですね。

今度の拡大措置で、本市の国保世帯全体の中での軽減の世帯数、世帯割合、これは幾らぐらいになっていくんですか。国保世帯そのものが減っている中で、軽減世帯が増えていっているんですが、その割合を教えてくださいと思います。

○神園信二税務課長 お手元のほうに前もってお届けをいたしました臨時会の資料を税務課のほうからお出ししておりますが、1枚紙の資料、タイトルといたしましては国民健康保険税軽減拡大による影響（一般・退職）というところで、令和2年改正という資料がございますが、この右半分のほうに軽減拡大後というところがございます。

この右側上の表を御覧をいただきますと、医療後期分の全世帯数が3,488世帯、そのうち軽減拡大後、軽減対象外となる世帯はそのお隣の1,159世帯でございます。

介護分につきましては、介護の対象となるのが1,641世帯、そのうち軽減対象外となります世帯が635世帯というところがございますので、割合でお尋ねでございますが、こういう状況であると。軽減対象外というところを差し引いていただければ、お分かりいただけると思います。よろしいでしょうか、割合。

○9番立石幸徳議員 これは意見を含めてですね、今税務課長のほうから軽減対象外と対象になる人を比べてこれ3倍ぐらいになるんですか、軽減対象外のほうが。これは軽減対象外も含めて3,488ですか、その引き算をしないといけないですね。

要するに、軽減対象外と軽減対象になる人の割合、つまり従前は六十数%までは来てたんです

よね、これが幾らになるのか。つまり国保世帯のもう3分の2は軽減対象かと。

いわゆる私は制度自体のですね、実にそのいびつな、もう前から何回も言ってるんですけども、おかしな制度はこの辺で的確にやっぱり指摘していただきたいと思うんで、そのパーセントを明確にさせていただきたいんですよ。

○神園信二税務課長 先ほど御説明申し上げました資料を御覧いただきますと、医療後期分の世帯につきましては3,844世帯、そのうち軽減の対象外となっているのが1,159世帯、割合にしますと33%ございますので、引くことの67%は軽減世帯と。

介護分につきましては、1,641世帯のうち635世帯でありますので、38%の軽減世帯の軽減対象外の世帯がございまして、軽減対象世帯というのは62%あるという数字でございます。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第7号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○中原重信議長 異議がありますので、起立により採決いたします。

日程第7号は、承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第30号は、承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第8号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○中原重信議長 異議がありますので、起立により採決いたします。

日程第8号は、承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第31号は、承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって本臨時会の議事の全てが終了いたしましたので、令和2年第2回臨時会を閉会いたします。

午後0時4分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 中 原 重 信

枕崎市議会議員 吉 松 幸 夫

枕崎市議会議員 吉 嶺 周 作